

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第八章 賃金政策

第二節 一八〇〇円ベースの崩壊と二九二〇円ベースの設定

一九四七年七月、片山内閣によって策定された一、八〇〇円ベースは、流通秩序の維持、配給生活の確立等をめざした緊急対策を前提としたものであった。和田安本長官はこのような政策の裏づけが行われることを仮定して、一二月の家計は四〇〇円の黒字になると言明したが、その後八月以降における主食、副食物のヤミ値の高騰や緊急対策が当初期待した程の効果をおさめえなかったことをみるにおよんで、一二月には一六円の黒字になると修正するにいたった。しかしこれらの黒字説はいずれも机上の空論であり新米価の決定等の影響もあってあえなく崩壊し去り、安本が予定した最低生活基準をもってしてもなお一〇〇円以上の赤字がでることが判明したのである。実際家計における赤字はそれ以上であることは確実であり、安本労働局の算定によっても五一六円という数字が示されている。このような状態はついに片山首相をして「現実には理論通りにはゆかない」(時事新報四七・一〇・一二)ことを告白せしめ、一、八〇〇円ベースが策定当初から矛盾をはらんでいることが暴露されたのである。したがって一、八〇〇円ベースは何らかの機会に改訂せざるをえない運命にあったといえるが、この機運を促進したのはいうまでもなく、労働攻勢であった。すなわち物価騰貴と、七月、八月にかけての食糧の遅配にはさみうちされた労働者階級は期せずして突破資金・賃金値上げの要求を各地で広汎に展開し、九月には日鉄、富士産業、日立、日産化学等の大企業の労働組合連合体があいついでストにたちあがり、一、八〇〇円ベースに眞向から衝突した。この連合体の闘争は一般に長びいたが、九月一日には池貝鉄工が税込四、六〇〇円を獲得して一、八〇〇円ベース打破の突破口をつくり、つづいて東京機器、日産油脂、帝国火工、理研ゴム等の各組合がこの突破口になだれこんで、一、八〇〇円ベース崩壊の基礎をつくった。さきの大企業をはじめ、その他大部分の経営は依然として「業種別平均賃金」の堅持に必死となったが、一〇月物価騰貴がいよいよ深刻となるにいたって、全通を中心とした全官公、電産、機器等は最低賃金制の要求をかかげて、大規模な闘争を展開することになった。全通は九月にその要求を中労委に提訴した結果、一二月一四日には調停案が提示され、政府、組合ともこれを受諾した。全通調停案は、最低賃金制をみとめなかったとはいえ、「政府は本年一月中旬に臨時給与委員会を設け、早急に新給与案を作成すること」として「(イ)本年一月からの消費者価格の高騰を十分考慮すること、(ロ)民間の同種企業の水準を下らないこと」等の給与算定方針を指示している。このことは、一、八〇〇円ベースの不合理を確認したことを意味する点できわめて大きな意義をもつといえる。かくしてこの全通調停案は、もはや一、八〇〇円ベースの崩壊を決定的なものにしたのであった。

ところでさきの中労委の調停案にも指示されていた臨時給与委員会は、幾多の迂余曲折を経て一九四八年一月ようやく発足をみた。

委員の構成は次の通りである。

中立側 桂 皋(委員長、中労委々員) 中山伊知郎(産大教授、中労委々員) 藤林敬三(慶大教授)

組合側 加藤閔男(国鉄委員長) 蓮見太一(同給与部長) 大西要(同調査部長)

政府側 今井一男(大蔵省給与局長) 稲葉秀三(安本次長) 金子美雄(労働省給与課長)

右の委員の構成にみられるように、組合側としてこれに参加していたのは国鉄のみであった。それは次のような経緯によるものだったのである。すなわち政府はこの給与委員会を、その査定結果に科学的信頼性をもたせるために計数に明るい少数委員をもって構成し、純技術的機関としようとしたのにたいし、国鉄をのぞく他の官公労組は、組合代表に団体交渉権をもたせるべきことと、委員の増加を要求してこれに反対した。かくして当初から同委員会の答申案を積極的に支持した国鉄のみが、委員会に参加し、他の組合は不参加となった。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
